

国民年金第1号・第3号・任意加入 被保険者総数 (令和5年8月31日現在)	
藤枝市	20,251人
焼津市	19,648人
島田市	12,861人

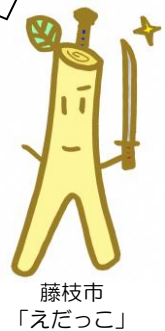
みなさんの 国民年金

令和5年10月発行			
藤枝市	Tel.643-3143	島田市	Tel.36-7191
岡部支所	Tel.667-3413	金谷支所	Tel.46-3566
焼津市	Tel.626-1114	川根支所	Tel.53-4580
大井川市民サービスセンター Tel.662-0545			

国民年金への加入

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員が国民年金に加入します。
国民年金の種別が変更になったら、年金記録をつなぐためにも忘れずに届出をしましょう。
必要な書類などについては、届出先にお問合せください。

3市共同発行



加入の種別

種別	加入する人	手続きが必要な人・届出先など
第1号 被保険者 下記2・3号以外の人 (いわゆる国民年金)	自営業・学生など	会社を退職した人(第2号だった人)、扶養を外れた人(第3号だった人)は、市役所国民年金窓口へ届出をしてください。 健康保険の切替え手続きもお忘れなく。
任意加入	60歳未満の未加入期間の加入を希望する60歳～65歳までの人など ※詳細はお問合せください。	任意加入を希望する人は、市役所国民年金窓口へ届出をしてください。
第2号 被保険者 厚生年金・共済組合の人	会社員・公務員	勤務先が年金事務所に届出をします。 なお、国保に加入していた人は、市役所国保窓口にて保険の切替えの手続きをしてください。
第3号 被保険者 上記第2号被保険者に 扶養されている配偶者	専業主婦などで、 会社員・公務員に 扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が年金事務所に届出をします。 なお、国保に加入していた人は、市役所国保窓口にて保険の切替えの手続きをしてください。

付加年金で受け取る年金額を増やせます

国民年金第1号被保険者の方で、定額保険料(令和5年度は16,520円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。

納めていただく付加保険料は、**月額400円**

支給される付加年金の年額は、**200円×付加保険料納付済月数**



例) 付加保険料を60か月納めた場合
 納付した付加保険料 400円×60か月分=24,000円(総額)
 受け取る付加年金額 200円×60か月分=12,000円(年額)
 毎年12,000円上乗せされるので
2年以上老齢基礎年金を受け取ればお得になります。
 ※上記の付加年金額は、65歳から老齢基礎年金を受給した場合の年金額です。

- ★**手続きに必要なもの**：
 ①基礎年金番号がわかるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書)
 ②窓口に来る人の本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど)

★**手続き先**：島田年金事務所または市役所国民年金担当窓口

- * 申込みされた月からの加入になります。
- * 国民年金基金に加入中の人は付加年金に加入することができません。
- * 付加年金のみの加入はできません。定額保険料の納付が加入の条件になります。

お問合せは 島田年金事務所 Tel. 0547-36-2211 (自動音声案内 国民年金は2、年金給付は1⇒2を選択)

国民年金保険料の納付方法

国民年金保険料は、納付書による納付のほか、口座振替やクレジットカード、電子決済で納付することができます。口座振替やクレジットカード納付の場合、申し込みをされてから開始されるまでに、2か月ほどかかります。令和6年度の口座振替やクレジットカード納付での前納は令和6年2月末までにお申込みください。

- ★**手続きに必要なもの**：①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書）
②窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど）
③預貯金通帳やキャッシュカードまたはクレジットカード ④通帳届出印（口座振替の場合）

★**手続き先**：口座振替は引落しを希望する金融機関（年金事務所でも手続きができます。）

クレジットカード納付は島田年金事務所または市役所国民年金担当窓口

※口座振替やクレジットカード納付は、過去の未払分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

国民年金保険料の納付期限

国民年金保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日※となります。納付期限までに保険料を納付していない場合は、後日、年金事務所より指定期限を設けた督促状が送付されることもあるため、納付期限内の納付をお願いします。（例：10月分保険料であれば納付期限は11月末日となります。）

※末日が土・日・祝日・年末年始にあたる場合は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。

納付期限を
守ってね！



島田市
「ヘルしろう」

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された人については、控除証明書が令和5年11月上旬頃日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された人については、令和6年2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。詳しくは税務署にお問合せください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書見本

（画像は令和4年度のレイアウトです）

島田年金事務所からのお知らせ

スマートフォンアプリでのお支払い

国民年金保険料について、令和5年2月20日からスマートフォンアプリを使用した電子決済での納付が利用できるようになりました。

★対象の決済アプリ

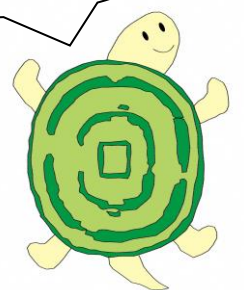
- ①au PAY ②d払い ③PayPay ④楽天ペイ
⑤PayB（PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリも含む）

★決済方法

- ①決済アプリを起動する（初めて利用される方は利用者登録をしてください）
②端末のカメラ機能で納付書のバーコードを読み取る
③決済内容を確認し、パスワードを入力すると決済が完了する
詳しくは、下記のホームページをご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/smartphone.html>

国民年金の納付方法や
免除制度について詳しくは
二次元コードから動画を
ご覧ください！



藤枝市
「タナカメ」

「二次元コードのURLはコチラ」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>